

全国都市緑化かわさきフェア経済効果測定等業務委託
仕様書

1 業務名

全国都市緑化かわさきフェア経済効果測定等業務委託

2 履行場所

川崎市内

3 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）までとする。

4 経過

全国都市緑化フェアは、都市緑化の意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、昭和58（1983）年から、年1回開催されている。

川崎市では、市制100周年の節目を迎える令和6（2024）年度に、市制100周年記念事業の象徴的事業として、第41回全国都市緑化かわさきフェア（以下「かわさきフェア」という。）を開催する。

かわさきフェアでは、市内全域を会場に、多様な主体との協働・共創により、都市の中のみどりの価値を発信する市民総参加型のフェアの開催を目指している。

また、かわさきフェアを契機として、より多くの市民がみどりと関わりを持ち、みどりを通して、多様な主体が交わることで、新しいつながりを生み出し、次の100年に向けて、誰もが暮らしやすく住み続けたいと思えるみどりのまちづくりを推進するため、フェア開催前から、多様な主体との協働・共創により、川崎におけるみどりの価値を創出し、都市の価値向上に向けた取組を進めているところである。

かわさきフェアの開催に向けて、令和2年度に「全国都市緑化かわさきフェア基本構想」、令和3年度に「全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子」（以下「基本計画骨子」という。）を策定するとともに、令和4年度に「全国都市緑化かわさきフェア実施計画策定準備等調査」を行い、令和5年度に「全国都市緑化かわさきフェア基本・実施計画」（以下「基本・実施計画」という。）を策定した

5 業務の目的

本業務では、全国都市緑化かわさきフェア開催による川崎市内への経済効果について調査・分析・推計することにより、事業評価を行うとともに、基本・実施計画において記載された「みどりのまちづくり」に向けて必要となる具体的な取組の方向性等の整理・分析し、その後の各種取組や計画策定等に寄与することを目的とする。

6 業務内容

かわさきフェアを開催し運営するために実行委員会が支出した事業支出及びかわさきフェア

来場者アンケート調査結果により算出した消費額等を経済波及効果として推計するとともに、「みどりのまちづくり」に向けて必要となる取組の具体的な方向性について整理・分析する。

(1) 来場者アンケート調査・集計

- ア 対象者はコア会場への来場者とし、開催期間毎に調査数の偏りがないように留意する。
- イ 設問数は15問程度とするが、これまでに実施した全国都市緑化フェアでの調査状況等を踏まえ、委託者と協議の上で設定する。
- ウ 質問項目は、これまでに実施した全国都市緑化フェアでの調査状況等を踏まえ、委託者と協議の上で設定する。ただし、基礎的項目である「該当者の性別」、「年齢」、「居住地」、「配偶者の有無」や、経済波及効果測定項目である「訪問時の費用」の項目は含める。
- エ サンプル数は各会場、会期毎1,000人程度とし、合計約6,000人程度とする。
- オ 調査手法は、サンプル数を得るために実効性の高い手法を採用する。

(2) かわさきフェアの経済波及効果の測定調査・分析

実行委員会が支出した工事費や委託料等の工事事業支出額及び来場者が県内に滞在することにより発生する宿泊費や飲食費等の消費額を基に直接効果及び間接効果等を神奈川県産業連関表等を用いて推計をする。

ア 直接効果

かわさきフェア会場での工事費や運営等に係る委託料のほか、来場者・利用者による消費活動などがもたらす直接効果を調査・分析する。

イ 間接効果

直接効果が生じることで誘発される原材料等の生産（第1次波及効果）や、直接効果や第1次波及効果によって増加する雇用者所得が家計消費として支出されること（第2次波及効果）などの間接効果を調査・分析する。

ウ その他の効果

コア会場及びコア会場エリア内での雇用創出効果や市内外の関連施設間連携による相乗効果等の定量的、定性的な効果を調査・分析する。

(3) 「みどりのまちづくり」に向けて必要となる具体的な取組の方向性等の整理・分析

基本・実施計画に記載のある「みどりのまちづくり」向けに、全国都市緑化かわさきフェアでの取組を適正に評価する必要があることから、フェア開催前からの取組事項を分野ごとに整理し、フェア開催の効果等を分析するとともに、今後必要となる具体的な取組の方向性等についてまとめる。

また、市民の日常生活にみどりを取り入れることの浸透状況等を把握するため、令和3年に実施した市民アンケート調査と同様のアンケート調査を実施し、かわさきフェア前後における市民の考えや行動の変化等を計測し分析することで、その結果を上記の効果分析に活用する。

7 実施スケジュール

(1) 本業務の実施スケジュール（案）は、次のとおりとする。

- ※参考：かわさきフェア開催期間 秋) 令和6年10月19日(土)～11月17日(日)
春) 令和7年 3月22日(土)～ 4月13日(日)
- 広報集中期間 秋) 令和6年8月30日(金)～11月17日(日)
春) 令和7年2月14日(金)～ 4月13日(日)

令和6年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	アンケート項目設定					アンケート実施					アンケート実施
			アンケート項目チェック・修正					集計作業			
				WEBフォーム作成							

令和7年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート実施			経済波及効果測定業務		納品						
	集計作業		みどりのまちづくり考察								
		みどりのまちづくり効果測定		成果物確認・修正							

(2) 本業務の全体スケジュールを作成・管理するとともに、進捗の管理を行うこと。

8 会議・打合せの開催等

- (1) 委託者との定例打合せ（月1回程度：オンライン対応も可能とする）を実施し、打合せ資料、打合せ記録を作成すること。
- (2) 委託者が必要と判断した場合、定例打合せ以外にも適宜、打合せ・電話・メール等による対応を行うこと。
- (3) 市制100周年記念事業を含め、関係部署や関係機関・団体・企業等との打合せに、必要に応じて、委託者とともに参加し、打合せ記録の作成を行うこと。
- (4) 円滑な業務遂行のため、オンライン会議やその他連絡調整等に必要な機材を用意すること。
- (5) その他の事項については、委託者と協議し決定する。

9 他業務との連携

受託者は、市制100周年記念事業及び別途発注予定の全国都市緑化かわさきフェア関連業務受託者等との連携を密にし、情報共有を徹底すること。

10 業務成果

- (1) 成果品は次の通りとする。
 - ア 業務成果報告書 1部
 - イ その他の打合せ資料、収集資料及び関係資料 一式
 - ウ 上記電子データ 1部 (CD-R)
- (2) 成果品は全て委託者に帰属することとし、受託者は委託者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。
- (3) 集計結果及び成果物や考察をまとめた報告書は、グラフ等を用いた視覚的にもわかりやすい資料とする。

1.1 秘密の厳守

業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報の保護に関し、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務に係る一切のデータを、委託者が指定した目的以外に複製又は複製してはならない。
- (3) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに委託者に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅延なくその状況を、書面をもって委託者に報告しなければならない。

1.2 個人情報及び機密に関する情報の保護等

- (1) 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び川崎市が定める川崎市個人情報保護条例に則り、適正に取り扱う。
- (2) 本市から貸与する個人情報及び機密に関する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理する。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に関する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループを含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり委託者が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却する。
- (4) 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じる。
- (5) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却する。また、貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

1.3 成果物等の著作権

- (1) 受託者及び作成者は、本業務において作成された成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、当該成果物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- (2) (1)に定める著作権譲渡の効果は、納品時から発生する。
- (3) 当該成果物の納品にあたって、委託者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認する。
- (4) 受託者及び作成者は、委託者又は委託者が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託者は、当該成果物が著作物に該当するとしなくても、当該成果物等の内容を受託者及び作成者の承諾なく自由に公表することができ、当該成果物等の利用目的実現のためにその内容を改変することができる。
- (6) 契約期間終了後、当該成果物について、委託者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者及び作成者は一切の異議を申し立てないこと。

1.4 その他

- (1) 事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要な人材を確保し、適切な運営体制とする。
- (2) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整の上、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。委託者の指示によって外部連絡チャット（チャットワーク等）を活用する。
- (3) 本業務の実施に係る必要な物品等については、受注者が用意すること。
- (4) 報告書類や各種物品等の作成に当たっては、環境負荷低減に資する素材とし電子データでの納品も検討する。
- (5) 受託者は適宜、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進める。
- (6) 本業務の実施に当たり、作業に重大な影響のない軽微な変更は、委託者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しない。
- (7) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続については、原則として受託者が代行して行う。また、各許認可手続きに必要なとなる手数料等の経費については、契約金額に含む。
- (8) 受託者は、各種施行物や掲示物における万一の事故等に備え、保険等の加入についても委託者と協議の上、検討及び実施する。なお、保険料は受託者の負担とする。
- (9) 本業務の履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は本業務の委託費に含まれる。
- (10) 本業務の実施に当たり、受託者はあらかじめ委託者の承認を得た場合に限り、第三者に対し実施業務の一部を委任又は請け負わせることができるも。
- (11) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進める。
- (12) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。
- (13) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができる。
- (14) 受託者は、契約満了又は契約の解除に伴い当該契約の業務内容について引継ぎが必要となる場合は、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。そのために要する費用について委託者は負担しない。